

公立大学法人富山県立大学学長選考会議規程

平成 28 年 3 月 30 日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人富山県立大学定款(以下「定款」という。)第 11 条第9項の規定に基づき、学長選考会議(以下「選考会議」という。)の議事の手続きその他選考会議に関し、必要な事項を定める。

(会議の構成)

第2条 選考会議は、定款に定める委員をもって構成する。

(委員の失職等)

第3条 委員が、定款第 19 条第1項に規定する経営審議会の委員又は定款第 23 条第1項に規定する教育研究審議会の委員でなくなった場合は、委員としての身分を失う。

2 委員が学長候補者となった場合は、委員としての身分を失う。

3 委員は、当該委員を選出した経営審議会又は教育研究審議会の承認を得て委員を辞職することができる。

4 前3項の事由により委員に欠員が生じたときは、速やかにその欠員を補充しなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、経営審議会又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第5条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 富山県立大学の学長(以下「学長」という。)選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の解任に関する事項
- (4) その他選考会議に関し必要な事項

(議長)

第6条 定款第 11 条第7項の規定により議長を互選する場合においては、同条第5 項第1号に掲げる委員の中から定めるものとする。

2 議長に事故あるときまたは議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(招集)

第7条 選考会議は議長が招集する。

2 議長は、選考会議の委員2名以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の要求があったときは、選考会議を招集しなければならない。

(開会)

第8条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

(議事)

第9条 選考会議の議事は、議長を含む出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、選考会議の同意を得て委員以外の者を選考会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第11条 選考会議の会議は、非公開とする。

(議事録)

第12条 議長は、選考会議の議事について、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第13条 選考会議の庶務は、事務局経営企画課において処理する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

1 この規程は、平成28年3月30日から施行する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、法人設立後最初の選考会議は、理事長が招集し、議長が選出されるまでの議事進行は経営企画課長が行う。